

(様式第1号)

平成26年度 第1回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 平成26年5月27日(火) 13:30~16:00 |
| 場 所 | 芦屋市役所 南館4階 大会議室 |
| 出席者 | 副会長 寺見 陽子 委員 下岡 きみ代 委員 飯田 眞美 委員 末谷 満 委員 金光 文代 委員 安里 知陽 委員 友廣 剛 委員 加納 多恵子 委員 半田 孝代 委員 橋本 亮一 委員 三柴 哲也 委員 藤原 寛子 委員 北川 知子 委員 三井 幸裕 欠席委員 大方 美香 欠席委員 山本 眞 欠席委員 有馬 直美 欠席委員 守上 三奈子 欠席委員 英 真希子 欠席委員 伊田 義信 事務局 子ども・健康部子ども政策課長 宮本 雅代 子ども・健康部子ども政策課主幹 中塚 景子 子ども・健康部子ども政策課係長 田中 孝之 子ども・健康部子ども政策課主査 阿南 尚子 子ども・健康部子ども政策課主査 津村 直行 子ども・健康部子ども政策課主査 山中 朱美 子ども・健康部子ども政策課主事 井村 元泰 芦屋市子ども・子育て会議関係課 子ども・健康部子ども課長 茶嶋 奈美 子ども・健康部保育課長 伊藤 浩一 子ども・健康部保育課係長 長澤 淳子 子ども・健康部健康課長 越智 恭宏 |

| | |
|-------|---|
| | 教育委員会管理部管理課長 小川 智瑞子 教育委員会社会教育部青少年育成課長 田中 徹 教育委員会社会教育部青少年育成課係長 木村 守彦 |
| 事務局 | こども・健康部こども政策課 |
| 会議の公開 | 公開 |
| 傍聴者数 | 20人 |

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 任命書の交付
- (3) 委員・事務局自己紹介
- (4) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について
- (2) 地域型保育事業について
- (3) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 芦屋市の子ども・子育て支援に関する調査に基づく「量の見込み」ワークシート
- 資料2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）
- 資料3 ニーズ量の変更及び補正を行った事業一覧
- 資料4 アンケート結果クロス集計追加報告
- 資料5 私立幼稚園の預かり保育の実績について
- 資料6 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援事業・妊婦健康診査費助成事業の必要量について

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局から開会の挨拶】

- (2) 委員・事務局自己紹介

【委員・事務局自己紹介】

(3) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(4) 資料の確認

【事務局より資料確認】

<議事>

(1) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について

(副会長) 今日、たくさんの議題があるのですが、いくつかまとめて事務局の方から説明を頂きたいと思います。

【事務局より資料説明（子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について－保育・教育－）】

(副会長) 今の説明に対して、何かご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

(友廣委員) 説明の中で0歳の需要に対して企業が制度拡充をしていくという話がありましたが、多分それはないと考えた方がよいと思います。企業はそんなに努力はしないと思うので、それをあてにして0歳は必要ないとは考えない方がよいと思います。質問ですが、資料1の(2) - 2教育【4・5歳】のところで、市立の幼稚園の利用について、徒歩で通園が可能な幼稚園であれば、どこの園にでも申し込みができるというのは、芦屋市内だったらどこの幼稚園でも通えるということでしょうか。また、徒歩で通園と書いてありますが車や自転車は禁止されているということですか。

(小川課長) 原則徒歩通園にしています。例えば、潮見幼稚園では南芦屋浜の橋を渡って行く所については距離があるということで、一部自転車での通園を認めています、原則は徒歩通園になっています。基本的には、ご自宅の通いやすい所を選んでいただいているというのが現状です。

(副会長) その他に、ご質問はありますか。

(加納委員) 教育【4・5歳】の表の見込み量のところで、だんだん減ってくるということは、少子化で人口も減ってくるから下がることはわかりますが、働く女性が多くなってきて保育所を選ぶ方が多くなるから、幼稚園のニーズが減るだろうというのは、芦屋の地域性を考えてもそういう見込みがあるのでしょうか。

(事務局宮本) アンケートの中での推計ですので、全体的な意向としては詳細には把握できていません。阪神間の中では幼稚園を利用されているお子さんが多いという実態はあります。ただ、将来どこを希望されるかと言われると、幼稚園や保育所よりも認定こども園という働き方に関わらず柔軟に対応できる施設を選ばれたのも一つの要因ではないかと思います。

(加納委員) 幼稚園の存在、認定こども園の存在、認可保育所の存在、それぞれの特色が今後どうなっていくのかが分かれ道になっていくのかと思っています。芦屋市の地域性を生かしたようなものを入れていただきたいと思います。

(友廣委員) アンケート報告書の111ページでも幼稚園のニーズの方が多いという地域性があ

るので、先ほど幼稚園は認定こども園になるというような話に聞こえたのですが、芦屋の場合、幼稚園は大切なので、少なくとも今ある幼稚園は残してもらった方がよいのではないかと思います。また、公立で残ってもらうようにしていく考え方もあってよいのではないかと思います。

(加納委員) 芦屋のお母さん方は教育に熱心な方が多いので、幼稚園を残すということばかりではなく、どこにおいても芦屋市の教育の向上を願う気持ちが私にはあります。今の段階では幼稚園が一番教育力があると考えているお母さんが多いのではないかと思います。芦屋市の幼児の教育力を向上させるのはどこの役割なのかがぼやけてしまっているのです、そういった願いが今後の課題になるのではないかと思います。

(副会長) おっしゃる通りで、今のままで行くと限定がかかってしまいます。幼稚園でやる形、認定こども園でやる形、保育所でやる形と、それぞれ今の設置の条件や設備の規定もありますので、今現在幼稚園を希望されている方々の幼稚園に通いたいというニーズ、どのように子育てをしたいかというニーズ、どのような子どもを育てたいかという教育に対するニーズ、そのあたりの照らし合わせをして総合的に考えて欲しいということと解釈をしました。今後の計画を立てていくうえではそういうところも見ていかなければならないと思います。その他に何かありますでしょうか。

(北川委員) 空き教室がたくさんあるということですが、そこをどうやってうめていくように考えているのかということ、空いているならなぜ幼稚園を3歳児からにしてくれないのかと思います。実際、私も3歳児から入れたかったのですが、4歳児からしか入れなくて市外に預けています。他の人でも3歳児からあれば芦屋で入っていたのという声を聞くので、どうして無理なのかよくわかりません。もし空いているのであればそうしてもらえると助かると思いました。

(小川課長) アンケートを見てニーズがあることはわかりますが、私立との共存もありますので、今後どういったところで整理していくかということについては教育委員会としても課題であると認識しています。今どうするかということはずぐに回答はできませんが、今後については計画を進める中で公立で3年保育が必要かどうかということについても検討していきたいと思います。

(副会長) 引き続き説明をお願いします。

【事務局より資料説明（子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について－時間外保育事業・放課後児童健全育成事業－）】

(副会長) 時間外保育と学童保育に関して説明がありましたが、何かご質問・ご意見がありましたらお願いします。

(橋本委員) 時間外保育事業のところで、このデータを基に先ほどの説明の中では19時以降のニーズに関しては私立の方で対応してもらいたい、という話がありましたが、その方向性も含めてここで議論する余地はあるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局宮本) はい。

(友廣委員) 先ほど、学童保育の基準に関しては国から例が示され、これからつくっていくという話でしたが、13事業の方ではなく基準検討部会でやるのでしょうか。

(事務局宮本) これからいろいろな基準を条例化していくにあたって、この子ども・子育て会

議もしくは部会で検討しないといけないのですが、まさに13事業でありながら学童保育の基準というものも定めなければいけませんので、それをどちらの部会ですか、部会をもう一度メンバーをシャッフルしてそれぞれの事業のテーマにあった方たちに入らせていただくか、ということは今検討しているところです。

(半田委員) 放課後子どもプランの会議に出ていますと、地域の子どもやお母さん方も参加されているのですが、そこで学童保育が使いにくいという意見が出ていて、その件は教育委員会とも話し合っただけで使いやすいようにした方がいいと思います。

(副会長) 学童保育が使いにくいというのは、何がどう使いにくいのでしょうか。

(半田委員) 学童保育の子どもたちは学童保育の先生の責任の下にあるのですが、放課後子どもクラブの方は生涯学習課でやっているのです、その縦割りが使いにくいようです。

(副会長) そこを調整する方向を出していただきたいという意見ですね。それを今後の検討課題に入れていただくということで、それでは次の説明をお願いします。

【事務局より資料説明（子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について—子育て短期支援事業（ショートステイ）・地域子育て支援拠点事業—）】

(副会長) 何か質問等ございませんでしょうか。既存のものを活かして今後の潜在ニーズに答えていきたいということですね。

(金光委員) 各圏域に認定こども園ができれば子育て支援の場ができるのではないかと聞かれましたが、認定こども園が各圏域にできるという予定はあるのでしょうか。

(事務局宮本) これはあくまで5年間の計画の中でそういう確保ができるかどうかという議論になりますので、当然市民のみなさんの総意があって、それなりの根拠があれば各圏域に認定こども園を整備していきたいとは考えています。

(友廣委員) 認定こども園についてですが、子育て支援を行っていく場として認定こども園はその義務があると言われていたのですが、それは私立であってもやっていく義務があるのでしょうか。

(事務局宮本) 認定こども園については設備の中、あるいは機能の中に子育て支援の場を拠点として設けることが謳われていますので、そこに専任のスタッフがおり、そしていつでもどこでも地域のお子さんが通えるような場をつくるということですので、それは私立であれ整備されていくものだと思います。

(友廣委員) こういったはっきりわかっているものではなく、なんとなく支援しましょうというものについてはなかなか見えにくいので、公的なものが支える必要が出てくる時があると思います。認定こども園を公立でつくるというのが難しく幼稚園を認定こども園にするときに、今の公立の幼稚園を公立の認定こども園というようにして、子育て支援ももっと強く支えていけるような形にするのは無理なのではないでしょうか。

(事務局宮本) 財政的な問題があると思うのですが、給付制度の中に入ると私立の施設運営に関しては、公定価格と言われる運営費がありますが、公立の場合にはおらず、一般財源の中に溶け込んでしまうという実態があり、継続性、安定性をもって運営していこうと思うと、国・県の補助金、負担金が必要になりますので、私立という提案をさせていただきました。今回子育て支援拠点に関しては、認定こども園や既存の保育所ではなく、ちゃんとした専門の相談員がいて、相談にのって地域

に開かれたグループ活動をするという条件が必要ですが、そういうものを山手圏域・精道圏域に設けたいというのが事務局の今の希望で、それを具体化していくのは委員の方々のご意見・ご提案ですので、認定こども園とは別にまたこの拠点のことも考えていただければと思います。

(友廣委員) この施設型給付の交付金というのは私立も公立も同じだったと思いますが、今言われていたのと違うというのは市が出す金額が違うということですか。

(事務局宮本) 施設型給付というのは、幼稚園や保育所などの施設に下りるもののことです。地域子育て支援拠点事業というのは子ども・子育て支援事業になります。子ども子育て支援事業で実施する場合は、公立の施設でも一定額下ります。この芦屋市が実施しているむくむく、ぷくぷく、もこもこについても交付金が受け取れます。公的な財源が全く入らないというわけではないのですが、認定こども園などの施設運営に関しては公立の場合は一般財源の中に溶け込んでいるので目に見える単価での運営費が下りないという説明です。

(飯田委員) 一般財源に溶け込んでしまうため、運営が継続的、安定的でないという言い方はおかしいのではないかと思います。芦屋市がその事業をどのように支えていくかということで、どういう財源で入ってきてもこれにはこれだけ使う、これは継続的にするという姿勢があればそれは安定的にされるわけで、事業を考えた時に公立の方が私立よりも安定性があるのではと一般的に思ってしまう。企業や法人では事業がおいしくなくなったら撤退ということもありえるので、公立の方が安定すると思います。財源がどこからくるのかということは市の都合であって、芦屋の子どもをどう育てていくのかをこのような場で決めていただければと思います。

(三井委員) 財源の話でいくと、一般財源化というのは交付税措置という形で後日交付税措置の算定基準の中には入るのですが、市の中でやっているいろいろな事業それぞれが、算定基準に入る金額を積み上げたもので交付税の計算をします。通常このような事業であれば1/2が国の補助金、1/4が県、1/4が市というようになりますのですが、公立であった場合は一度市が全て出します。そして後で交付税措置という形で交付税の中の積算には入りますが、いろいろな事業がある中で交付税をいただいたもの全て見合った額が国から下りてくるかといったら、必ずしもそうでないという現状があります。それともう一つは、芦屋市は震災後に不交付団体ではなくなくなりましたが、芦屋市の場合は長らく不交付団体でしたので、不交付団体になりますとまったく入らなくなります。私立でやると不交付団体であっても国から必ずおりますので、行政からすると同じ事業をして、同じ金額を使えるのであれば確実に使っていきたいという形の中で、なかなか現状として難しいというのが現在の市の考え方です。

(副会長) 一本化されていませんので、一般財源化ということはその形のもの下りてこないということです。

(藤原委員) 聞き落としているのかもしれませんが、先ほどむくむく、ぷくぷく、もこもこの拠点を充実させて支援していくという話と、認定こども園の公立化というのは少し違いますよね。公立ではできないのかということですが、阪神間ではあまり聞かないのですが、郡部にいくと少子化になって、公私をとっぱらってしているところもあると聞きます。先ほどからいろいろ話を伺っていると、大人サイド、資金サイドでは話が流れていくのですが、本当に必要な子どもたちの教育、保育という部分が置いていかれて、大人サイドで流れてる気がします。本当にお母さ

んに充実した子育ての楽しみ方など、子どもにとってプラスになるような形で進めていけるような方策というのが本当の子ども・子育て支援だと思います。そうするとお母さんも育てていく楽しみや心の安定などにつながり、その心の安定が乳幼児の心の安定につながるのではないかと思います。

(副会長) それはここの青写真が決まってから検討していかなければならないことだと思います。みなさんのいろいろな視点が混在していて、それぞれに理解したうえで調整していかないと、税金の問題等になるとわからない部分も随分あります。認定こども園、保育所、幼稚園、子育て支援のことなども法律が今変わっていますので、そこを相互調整して芦屋でやりやすい方法を考えなければなりません。みなさんのニーズはとてよくわかりますが、それでは今の枠組みではやっていけない部分もありますので、そこをどう調整していくかが重要になってきます。論議は後ほど時間の限りでしたいと思いますが、先に説明を全部終わらせていただきたいと思います。

【事務局より資料説明（子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について—一時預かり事業—）】

(副会長) 今の説明で何か質問がありましたらお願いします。なければ説明を続けてください。

【事務局より資料説明（子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について—病児病後児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）・利用者支援事業—）】

(副会長) 今の説明で何か質問がありましたらお願いします。

(加納委員) 一時預かり事業などいろいろありますが、幼稚園の一時預かりは職員の方がされるのですか。それとも専用の職員が配置されるのですか。

(小川課長) 専用の支援員が配置されており、その者が担当します。補助的に教員も支援をおこなっています。

(副会長) 幼稚園の一時預かりの話が中心に出ましたが、保育所では一時預かりはされていらっしゃるのでしょうか。

(伊藤課長) 私立保育園の方で一時預かり事業を実施しています。

(副会長) 同じことなのですが、中身の意味やシステムも少し違いますので、その辺りも理解していただけたらと思います。

(下岡委員) 公立の保育所では一時預かり事業はしていませんが、私立では一時預かり事業をしています。延長保育は公立も私立も保育所はしています。その中で職員が時差勤務をしており、19時まで保育をしています。早出から遅出勤務まで時差勤務ですので、7:15 7:45 8:00 8:15 8:30 8:45 9:10 9:30 10:35 とこれだけの時差勤務があります。遅く出勤した者は最後の19時まで対応しています。正規職員もいますしアルバイトもいます。プラスアルファで朝と夕だけ来てくださる方もいます。幼稚園の一時預かり事業とは少し性格が違うのですが、保育所という施設の意味がそこにあると思っています。

(飯田委員) 幼稚園は、終わってから公立なら16時30分までの延長のことを一時預かりと呼んでいて、保育所は基本的に18時までで、18時から19時までの延長のことを延長

保育と呼んでいます。これは同じ延長なのですが、保育所の場合は職員が、幼稚園の場合は支援員が来てというようになっています。保育所で言う一時預かりというのは週3日を限度として、通常の保育所の園児とは別の部屋で保育をするというのを一時預かり事業と呼んでいます。その理由は、親の就労や病気といった緊急性のあるもので、朝から晩まで子どもがいるので、そこに配置する職員は通常保育の職員とは別に一時預かりの職員がちゃんといいます。

(副会長) 今後子どもの数が変わり、利用者の方々の生活の状態も変わる中でどこまでカバーできるのかといったところで、例えば、仕事をしているけれども幼稚園を利用したいと思われる方もいらっしゃるけれど、幼稚園では限界があります。それは制度がそうなってしまっているのです、してあげたくてもできない状況があるからです。その中間をうまく埋め合わせるためにできたのが認定こども園です。本来のそれぞれの施設がもつ機能というのを十分に理解したうえで、利用者の方もそこまで知って使い分けができるかということは難しいところがあります。そういう意味で、私たちがこういった会議の中でどういう風に住み分けて、どういうニーズを持った人がどのように利用できるかということを見据えた仕組み作りをしなければいけません。子どもは減っていきますし、地域の教育力も低下していきますので、そのあたりもカバーしながらこれからの子どもがきちんと育っていくように、そして保護者の方々が子どもの教育もできるように考えると、現状の形ではカバーしにくいところがあると思います。先ほどの子ども・子育て支援事業のところで挙げた活動は地域の活動で行われているところで、認定こども園や保育所や幼稚園でもいろいろな活動があり表現が微妙に違います。その内容も微妙に違って、その意味ではモザイク式にいろいろな形でいろいろなニーズに応えるようになっているのだなと思います。保護者の方々がそれぞれにいろいろな生き方をされていて、その方々のニーズを全てカバーできるように応じていこうとすると、市としても大変だろうと思います。全部が全部といかないかもしれませんが、今回の支援の仕組みを変えるというのは、全ての子どもと保護者に支援がいくようにというのが前提になっています。そういう意味ではそれぞれのニーズと希望、役割機能等を考えて、みんなが幸せになれるように考えようと思うと、私たちが最低限どこまで譲歩できて、どこをクローズアップしてやらなければいけないと考えるか、というところでここは相互調整の場でもあります。ニーズ調査の中で考えていくにあたり、それぞれの思いを捉えながら、私たちもこれから新たにできてくるものを理解する必要があると思います。認定こども園とは、子育て支援と幼児教育と子どものケアの保育を全部備えないと設立できません。それは働きながら子育てをする方々で幼稚園を利用したい、だけど子どもも預けたいという、いろいろなニーズに応えていくために考えられているもので、決して認定こども園そのものが問題な訳ではありません。その辺りで、それぞれの立場の方がそれぞれの子どもと地域の保護者の子育て状況を支えていくのに、どういう選択肢を用意できるのかということが大切な部分だと思います。そう考えた時に、本当にそれぞれの立場の方がどのように考えられるかという意見を、これから出していただけたらと思います。また、後ほど最初のところからの質問をお聞きしたいと思いますので、先に進めさせていただきます。

【事務局より資料説明（子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について一妊婦に対する健康診査・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪

【問事業等一】

(副会長) 全体を通して何か質問等ございませんでしょうか。

(半田委員) ファミサポについてですが、需要と供給がうまく合っているように言われていましたが、重度の障がいを持ったお子さんの利用に対してなかなか来てくれないということで、お母さんが苦勞していました。そのような研修や、意志を持った方を養成するようなものはファミサポではないのでしょうか。

(茶嶋課長) ファミサポの研修に関して、障がいを持ったお子さんに限って項目を設けているわけではなく、子どもの発達に関して提供会員さんの講習の中でやっています。実際のところ障がいのある方を受け入れる、受け入れないは提供会員さんの経験が必要になってきますので、そういった方が提供会員さんの中にいれば聞いてみて、OKであれば預けていただくという形になります。特に障がいのある方の対応策ということではやっていません。

(副会長) 今後もし可能であればそういう視点を入れていただければと思います。

(橋本委員) 資料1で、保育の実績値と見込み値の差が1, 2歳児で非常に大きいというところで、これに関しては今後の方向性として、どの項目と関連付けると言われていたでしょうか。

(事務局宮本) 1, 2歳児につきましては新しい事業として小規模保育をしたいと考えています。小規模保育というのは非常に家庭的な雰囲気の中で、小規模で乳児を預かるので、大きな箱物をつくらなくても空いたマンションの一室や、空き家を借りるといった形で圏域の中で事業が展開できるのではないかとということです。関連付けたいと言ったのは、3～5歳について、認定こども園化をすることによって、3歳以上の受け皿が増えるということで提案しました。

(安里委員) 資料1のワークシートで放課後児童健全育成事業のシステムについての質問ですが、これを利用する家は1年生になってお母さん、お父さんが働いているといった資料を出して、1年で契約するものなのかそれとも1か月ごとなのでしょうか。

(田中課長) 入会申し込みは基本的に1年ごとにしております。月ごとに申し込みという制度はありません。

(安里委員) 年度途中から必要だという人は申し込みができないのですか。

(田中課長) それはできます。

(安里委員) その場合はその年度が終わるまでということですね。ワークシート8の病児病後児保育事業について、⑥確保にあたっての課題・確保方策の方向性について、今後5か年の計画の中で受け入れ箇所を増やして確保体制を充実していくということですが、実際私も経験したことなので、それが全員の意見であるとは言いがたいのですが、現在のシステム上、病後児保育については前日に申し込みをしなければならぬので非常に利用するのが難しいです。私たちのように保育所に子どもを預けている場合はある程度保育所のヘルプがあって、いろいろなことを相談、対応してくれるのですが、病気に関しては明日は休むつもりで申し込まなかったけれど、朝になってどうしても休めないとなったときに、連絡できる所がどこにもなくて大変だった経験があります。人数的見込み数がどこまでのところかわかりませんが、これだけのニーズがあるので、施設を各地域に増やし、受け入れ態勢に対する具体的な条件などについても検討いただけたらと思います。最後にワークシート12の乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等について、

子どもが産まれて訪問しますという連絡が市役所からかかってきたのですが、私は二人とも辞退しました。その電話での内容に対して、わざわざ来ていただいてまで相談するようなことも取り立ててなかったということもありますが、実際具体的に訪問していただいてどういうことを相談してよいのか、どういう事業なのか具体的にわからなかったし、誰が何人来られて、何を話してくださるのか内容の提示がありませんでした。辞退するのもプレッシャーを感じました。辞退することは家庭に何か問題があるのか、見られたくない事情があるのかというような雰囲気でした。この事業に関しては個人的に疑問を持っています。もちろんよかったという意見もありますので一概には言えませんが、内容が不明確だなと思います。今後、この事業に関しては妊婦さんに対して分かりやすいアプローチを検討していただけたらと思います。

(副会長) そういったことはどの事業に関しても言えることで、どういうことを目的とした事業なのかという周知を図るというのは、今後の課題だと思いました。論議いただいた内容を少し総括しますと、保育に関しては小規模保育でカバーということ、教育に関しては公立の教育が過多であるけれども公立幼稚園を残していただきたい、教育というものを確保していただきたいという意見が出されたように思います。また、学童保育が使いやすくなるように考えていただきたいと思います。山手・精道の方で、子育て支援の今後の利用ニーズに対して対応していきたいという事務局の話に際して、既存の施設を活用していくということもあったり、認定こども園の方でカバーをしていくということに関して、公立で支えるのがよいのではないかという意見もありましたが、それに対して5年計画で考えていこうという意見が出されました。今の最後のところでは、住民のみなさんの理解を図りながらやっていく方向がよいのではないかということでした。今後、そのようなニーズを踏まえながら考えていけたらよいのではないかと思います。それでは次の議題に移らせていただきます。

(2) 地域型保育事業について

【事務局より資料説明（地域型保育事業について）】

(副会長) ただ今の説明で何かご質問等ありますでしょうか。

(橋本委員) 全体像がわかりづらいのですが、家庭的保育事業が何かというのは何となく分かった気がします。その中の家庭的保育事業のA型、B型、C型というのはどのような種類があって、どういう理由で芦屋市としてはB型を推進したいと提案されたのか、要点だけご説明いただけないでしょうか。

(事務局宮本) 家庭的保育事業、地域型保育事業についても一度説明します。家庭的保育は保育ママと言われるような、研修を受けた保育者が家庭的に子どもをみるシステムです。その場合は0～2歳については1人の保育者に対して3人までみれます。もし、4人、5人となった場合には保育者を増やしなさいという制度です。その家庭的保育ともう一つあるのが事業所内保育です。これはそれぞれの企業が職員の福利厚生のために職員向けの保育所を今後は一般の地域に開かれた保育所にしていきたいと思います。19名以下の場合はこの地域型の小規模保育と同じ基準で運営するという制度です。また、居宅訪問型保育というのが新しい制度として出てきました。これはベビーシッターのイメージで考えていただければよ

いのですが、必要な研修を修了した保育者が、主に家庭で子どもを一对一で預かるものです。先ほど半田委員が言われた障がいを持ったお子さんに対する保育や集団保育に馴染まない子どもに対する保育を居宅訪問型保育などで対応してはどうかというのが、国の子ども・子育て会議で言われている意見です。この居宅訪問型保育や事業所内保育、家庭的保育につきましては、マンツーマンという部分が芦屋では未知数であったり、事業所内保育というのを芦屋市が十分把握しきれていないこと、また家庭的保育についても一般的な家庭で少人数でみるということから、芦屋市としてこの制度を地域型の中で27年度からすぐに取り組もうというようには合意に至っていないので、今回はこの議論を外させていただきます。そうすると、残ったのが小規模保育A型、B型、C型となります。A型というのはイメージとして認可保育所の分園で、同じ法人が同じ体系で運営をするもので、ただ場所と規模が違うものですので、こちらは保育所と全く同じ基準を持つものとなっています。C型はグループ型家庭的保育で、今実際にしているグループ型家庭的保育事業とよく似ています。家庭的保育というのが密室であるのに対して、グループ型保育というのは芦屋市で実際しているところは1人の保育者が3人のお子さんをみるというのをグループでしています。まったく見ず知らずの人ではなくて、一つの任意団体、会社や法人の方がグループで家庭的保育を運営することによって、保育者も流動的に応援したり、移動できますので、お子さんにとっても1対3という固定されたものでなく、多少大人数でみることもでき、家庭的保育よりも少し柔軟性・多様性のあるものをC型とみなしています。その間がB型ということで、基準では半分は保育士さんを雇います。それ以外は保育の従事者ということでしっかり研修を積んだ方が同じように支援にあたります。また、看護師や保健師がいればその人も1人としてカウントしてもよいとなっています。グループで3か所に分けるとということもせず、19人という人数の頭打ちはありますが、広さにもよりますが、人数に縛りはかけないので、非常に自由な運営、自由な設計ができるというメリットがあります。また、A型やC型のように枠を決めたり、基準を縛ったりしないので、より迅速に事業として開始できるのではないかというメリットがありましたので、芦屋市ではB型を提案しました。B型を国の基準で進めることを合意いただきたいと提案をしております。

(末谷委員) 小規模保育で先ほど説明いただいたグラフを基に、芦屋市として小規模保育は何か所、あるいは何名の確保を見込まれているのでしょうか。

(事務局宮本) 先ほどのワークシートに戻っていただきますと、1、2歳のところが今311人の受け皿はありますが、ニーズは633あります。単純に300はニーズが確保できていない状況です。それを単純に小規模保育で定員を19人とすると、計算上は15か所必要になるのですが、それは現実的ではないと思います。申し出があれば待機児童がいる限りはそれを認可あるいは確認をしていくというのが今回の新制度と特徴ではありますが、15か所というのは少し極端な数字ですので、当面は圏域ごとに1か所ずつ、あるいは1、2歳の待機児童の多いところにもう1か所というように整備をしていきたいと考えています。具体的な数字は今では設けていません。

(飯田委員) 300人の足りない部分があって、そこを埋めるのにB型も認めていくのであれば、今現在約半数の300人の子どもたちがこの新しい形の保育所で過ごしていくことになると思います。そうすると、認可保育所とは基準も違いますし、約半数が違った基準の保育施設で過ごすということについてどのように認めていこうとお考えでしょうか。新しい制度で進めたいという気持ちの中で言われているの

で、どうしても今の制度を否定しているような、今の認可制度は良過ぎるというように捉えてしまって、今の家庭的保育事業でも十分良いと言われたら今の認可保育所はやりすぎと思われるのですが、その辺りはどのようにお考えなのでしょうか。

(事務局宮本) この小規模保育に関してはまずメリットとして、19人という非常に小規模で一人一人の園児とふれあえる形で育ち合うという環境をつくっているという点で、認可保育所と違うメリットだと考えています。それは職員の配置が若干低いのではないかということと言われるわけですが、その職員の配置が少ない分、目の届く範囲の中で子どもたちを見ていくという部分では十分安全、安心の担保はできるのではないかと考えています。また、今回のB型ですと、1対3、1対6という国の認可保育所の基準に対して、プラス1名増やしなさいという規定で盛り込まれていますので、結果的には国の認可保育所の基準よりも高い基準になっています。ただ芦屋市の認可保育所には芦屋市基準というのがあり、それと比べると若干配置の人数は少なくなるかもしれないと想定はできます。保育士の人数が少ないという部分から小規模保育の質が担保できないのではないかという不安に対しては、プラス1という保育従事者の加算によって対応していけるのではないかと考えたのでこの基準を提案した次第です。

(下岡委員) 認可保育所との差はやはりあると思います。私は保育士資格にとってもこだわっていて、大事なことだと個人的には思っています。従事者というのは本当に何か起こった時、常に新聞などで出ているので怖いなと思っていますし、資格をもっているからどうこうというわけでもないと思いますが、お金が無いので仕方ないと思う気持ちと、でもやっぱりと思う気持ちで保育士として揺れ動いています。準ずる人という言い方が、どこまでプラス1という形なのかなとすごく不安に思うところではあります。ただ、それとは別にそこにこだわるあまり、待機児童の解消を遅らせていることも事実です。現実を目の当たりにしてきて、入れない人の苦しみをよく見てきたので、この人たちを救うためにはそこを妥協してでも家庭的保育事業を推進していかなければならないと思う気持ちもあります。ですが、できればそこの認可保育所と同じようだったらよいのになと思う気持ちももちろんあります。また、この子たちも必ず3歳になりますので、3歳になった時の受け皿がどこにもないというのも現実です。幼稚園で3歳児保育をしたとしても、ここに入っている子どもたちのお母さんはすでに仕事をされているので、7時から19時まで保育されている子どもたちが溢れてくるというのが現実だと思います。空いているところがあつたら3歳児保育をして欲しいと言われていましたが、その通りだと思います。ただ、空いている保育所があつたら1、2歳児を受け入れて欲しいという3歳児以下のお母さんたちの意見もよく聞きます。お兄ちゃんたちが公立幼稚園に行かれていますお母さんたちが園庭開放に下のお子さんを連れて来られますが、その際に、この子たちが入れたら働きにいたり、始めたいことがあるのだけどもと云われます。0、1、2歳の子どもの子育てが嫌だから預けたいというお母さんはそんなにおらず、実際にもっと切羽詰っていることがあつたり、2歳の後半になってくると、兄弟も少ないのでもっと集団の中で遊ばせてあげたいというお母さんの願いもあるのだなと思います。この会議の中の全てのことについて、いろいろな立場の方の意見が入ればよいと思っています。この待機児童のことだけを考えたらそうなるし、幼稚園のこと、3歳児のこともそうなのですが、ここで今私たちがこれでOKしますと確認した子どもたちは必ず3歳

になるという現実を考え、その上で決定しなければと思います。

(副会長) その意味では保護者の代表の北川委員はどうですか。

(北川委員) 私は仕事を辞める前提で幼稚園に預けたので、2歳になると友達同士の関わりが欲しいので2歳をもっと充実させてむくむくとかに入れさせて欲しいという話もしましたし、公立幼稚園は4歳からしか幼稚園に入れないので余裕教室があるのであれば3歳のクラスに入れて欲しいというのが幼稚園の子どもを持っている親の気持ちです。空いている施設をうまく活用できますし、預かってくれるのであればたくさんの親が働けるので助かると思います。望んでいる親はたくさんいますし、そういった意見は本当に多いです。これ以上はもういいのではないかという話がありましたが、そうではなくそこをもっと充実させると助かる親もいると思います。どんどん希望は出てくるのですが、せっかくなら空いているところをという気持ちはあります。19人というのができたらいいとは思っていますが、少ないと思います。大きいものをつくるとなると場所もいろいろあるので仕方がないと思うところはあると思いますが、もう少し受け入れてもらえてもいいのではと思います。

(副会長) 半分は専門職でないということについては、保護者の立場からするとどうですか。

(北川委員) それはやはり違うと思います。

(藤原委員) 私は前々回くらいに保育士資格にこだわるということをしつこく申し上げていたのですが、この3月に芦屋市以外の知人で、4月から復帰しないといけないのに、預かってもらうのを順番待ちをしている状況がありました。やはり待っている人がいるという現実があるのなら、小規模でもいいので預かってあげるところがあればと思いました。保育士資格を半分が持っておられて、あとの半分の方は研修充実という形でもしょうがないのかなと思いました。この間は絶対に資格がと言ったのですが、実際に目の前で彼女の声を聞いて、できる形からやっていき、充実していくとお母さん方が安心して復帰していける部分もあるのかなと思いました。

(友廣委員) 子どものためにいいのかどうかというところで言うと、認可保育所や幼稚園に入っていて待機児童がなくなるのが一番いいのですが、それではどうしようもないのでこれらがあるという、順番的にはそういう位置づけだと思います。グループ型もやっているし、小規模保育も考えていかざるをえないという順番です。もし全員の方が幼稚園、保育所、認定こども園を希望しても賄えれば、グループ型や小規模保育はなくなるということですか。子どものために何がいいのかという話が出ていましたが、それでいくと、やはりきちんと保育士が充実しているところの方がいいかと思います。

(橋本委員) 私個人の意見としては、若干の基準や、保育のレベルに妥協することを止むなしというように判断をしても、1人でも多くの待機児童を救済することを優先すべきだと思います。1、2歳の保育サービスを提供している民間がどのくらいあるのか、私は知識をそこまで持っていないのですが、もし仮に民間で行政の手が届かないところでこういったものやっていて、そこにも希望が殺到しているという状況だとすれば、早く行政の網をかけるべきだと思います。もちろん若干のレベルの妥協はあるにせよ、行政の監視、基準のチェックというものを踏まえた最低限の保育機能というのをぜひ拡充させる方向でこの提案を進めるべきだと思います。

(北川委員) 研修で実際に保育施設に行った人が来るのか、ただ単に座って講話を聞いた人が来るのかというのは全然違うと思います。もし実際にするのであれば、ある程度現場を経験してから入るのであればまだいいと思います。研修内容も重要かと思いますが。

(副会長) 研修内容がどういうものかということと、それまでの保育経験がどの程度あるのかということなどの基準を設けるとするのも専門性を考えると一つの方法かもしれません。

(飯田委員) 基準に関して、このままだと国基準＝芦屋基準になってしまうので、半数以上を保育士にするという資格のところを妥協するのであれば、人数のところをもう少し拡充して、たくさんの方がいいと思います。人数の確保をもう少し考えてもらえる余地があれば同じ0, 1, 2歳を見ている者の気持ちとしてはあります。認定こども園がこの場でまだ論議されていないので、3歳からはどこに受け入れてもらえるのだろうかという心配はあります。

(加納委員) 早く子どもをどこかに預けて働きたいというお母さんばかりではないと思います。民生委員では児童虐待や不登校などのいろいろなケースでどう対応していけばいいかというのがずっと続いています。私たちの経験の中で、今の親には親教育が大事だなと感じるケースが随分あります。それをどこかで解決しようとしてももう遅いのです。0歳から3歳児というのはどこに預けてもいいのですが、親としての責任、養育の責任というのは持っていたきたいと言いたい例があまりにも多すぎます。それが不登校に発展したり、非行にいたりというのは、やはり生まれてすぐのスキンシップなど原因は一つや二つではなく、夫婦の関係や周りの環境もあると思いますが、後々取り返しのつかない養育だけはして欲しくないというのが私の気持ちです。このように複雑多様化する受け皿がたくさんできれば、それなりに判断するお母さんに対して情報の提供を責任を持ってしなければいけませんし、それを説明し理解してもらえるような機関も必要だと思います。あとは第三者評価委員会のような正しい方向付けをする機関も必要になってくるのではないかと思います。

(副会長) 今、加納委員さんが言われていることが基本中の基本だと思います。やはり親の側の責任と、こういったシステムをつくるということはそこを担当する人たちがきちんと自己責任をとって質を担保し、更に向上をはかるためのシステムづくりをきちんとするということが、社会的責任として発生してくると思います。まだたくさんご意見があるとは思いますが、時間がきてしまいましたのでまとめて次の機会にしたいと思います。最後のところでいいご意見が出たのは、やはり1人の保護者、1人の子どもがどういう道筋を歩んでいくのかということころです。その時、親のニーズ、子どものニーズ、個別のニーズと多様なニーズがあって、それに全部対応していかなければいけないというのが公的機関の辛いところです。今、いろいろな形で出ているものが書面に書かれると並列的になってしまうのですが、それが1人の子どもと親が成長していくプロセスの中で、芦屋市のシステムがどのようにカバーできるのかという立体図を描きながら考えていかなければと思います。

(金光委員) 先ほどから0, 1, 2歳の待機児童の話が多かったのでもしなかったのですが、先ほど加納委員がおっしゃられたように芦屋市では3歳以上の幼稚園の基本的ニーズが7割と高いということも一言付け加えていただきたいと思います。いろいろな子がおられるということも踏まえたいうえで検討していただきたいと思います。

います。

(副会長) それもシステムの中にはめ込んで、誰がどのように教育と保育を受けていくかということ、具体的に描いておく必要があると思います。どうしても乱立して話が上がってくると、どこで誰がどうカバーしていくのか見えにくくなってしまいます。確かに3歳児ニーズが多いということはアンケートでも今の意見の中でも出てきましたので、そういったことも含めて教育という視点とケアをする視点というのをいかに相互にしていくか、というところが大切かと思います。いろいろな考えや希望、保護者のニーズだけでなく、既存の社会的システムの中にはやってこられた方々の熱意や希望や願いがたくさん含まれていることも話の中で出てきました。そういう伝統的な今までの事柄も尊重しながら、うまく折り合いをつけていくということも、これから必要なのかなと思いました。本当はもっといろいろな議論ができればいいのですが、予定の時間がきておりますので、これで事務局の方に司会をお返しいたします。

(3) その他の連絡事項

【事務局より事務連絡】

(副会長) ではこれで平成26年度第1回目子ども・子育て会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

<閉会>